

通信制における「いじめ防止基本方針」

湧心館高等学校通信制

I いじめ防止等に関する基本的な考え方

1 本校の教育方針

- (1) 「心ワクワク湧心館」をスローガンとして、生き生きと学びあう教育を創造する。
- (2) すべての教育活動を通して、校訓「自主・責任・創造」の精神を涵養する。
- (3) 熊本県生徒教育行動指標「認め、ほめ、励まし、伸ばす」指導の徹底により、熊本の心「助けあい、励ましあい、志高く」の育成をはかる。

2 本校の教育目標

- (1) 学ぶことの楽しさ、繋がることの喜びを体験させ、充実した学校生活を実現すること。
- (2) 規範意識や進路意識を高め、勤労を重んずる態度を養い、進路実現を行うこと。
- (3) 自他の命を尊び、助け合いや公共心を育て、世のために働く態度を養うこと。

3 本校通信制の基本的な考え方

本校の教育方針・教育目標を実現するために、全ての生徒が安心して学校生活を送り、有意義で充実したさまざまな活動に取り組むことができるよう、いじめ防止に向けて日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながらいじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切かつ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」を定める。

II いじめの定義

いじめとは、「当該生徒に対して、当該生徒以外の当校の生徒等、当該生徒と一定の人的関係にある生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象になっている生徒が心身の苦痛を感じているもの」とする。

III いじめ防止等対策のための組織

1 名称

いじめ防止等対策委員会

2 構成員

校長、副校長、通信制教頭、生徒指導主事、教務主任、保健主事、各学年主任（協力校含む）、人権教育担当、S S W ※いじめ対応は事案に応じて構成を変更することがある。

3 組織の役割

- (1) いじめの未然防止
- (2) いじめの対応（早期発見・事案対応・再発防止等）
- (3) 教職員の資質向上のための校内研修
- (4) 年間計画の企画と実施
- (5) 取組状況の把握と検証・改善
 - ア 年間計画の進捗状況の点検・改善
 - イ 各取組の有効性の点検・改善
- (6) いじめ基本方針や計画の見直し

IV 年間計画

いじめ防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめ防止に資する多様な取組を体系的・計画的に行うため、いじめ防止のための取組、早期発見の在り方、いじめ防止及びいじめ対応に係る教職員の資質・能力向上を図る研修、取組の検証時期など、年間計画を別に定める。（別紙1「年間計画」）

1 年間の取組について検証を行う時期

2 取組の評価、会議、校内研修等の実施時期

※ 1, 2については、別紙 1「年間計画」に記載

3 いじめ未然防止の取組と実施時期

- (1) 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通うコミュニケーション能力の素地を養うため、面接・レポート指導、総合的な学習の時間、特別活動、LHR等教育活動全体を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- (2) いじめは決して許されないという共通認識に立ち、全職員がいじめの態様や特質等について校内研修や職員会議を通して共通理解を図り、組織的に対応する。
- (3) 具体的な取組と実施時期については、別紙「年間計画」に記載する。

4 いじめの早期発見の取組と実施時期

- (1) いじめを早期に発見するため生徒に対する定期的なアンケート調査、個人面談（教育相談）を通じた学級担任等による生徒からの聴き取り調査を実施する。その具体的な取組や時期については、別紙「年間計画」に記載する。
- (2) 生徒及び保護者がいじめに係る相談が行うことができるよう次のとおり、相談体制の整備を行う。
 - ① スクールカウンセラー、SSWの活用
 - ② いじめ相談窓口の設置及び周知（教頭、生徒相談係、人権・生徒指導担当）相談・通報のあった事案は、いじめ防止に係る会議等を通して情報共有に努める。また、いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、いじめ防止等に関する職員の資質向上を図る。

V いじめに対する措置

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた組織的対応を別に定める。（別紙 2：いじめ発生時の対応フロー図、別紙 3：校内対応マニュアル）

VI 重大事案への対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに県教育委員会へ報告するとともに、校長のリーダーシップのもと「いじめ防止等対策委員会」に専門的な知識及び経験を有する外部の専門家（SSW等）を加えた組織で調査し、事態の解決にあたる。（別紙 2：いじめ発生時の対応フロー図、別紙 3：校内対応マニュアル）

○ いじめの「重大事態」とは、法第 28 条に基づいて

- 一 いじめにより本校通信制に在学する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（生徒が自殺を企図した場合等）
- 二 いじめにより本校通信制に在学する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（一定期間連続して出校してこない場合などは、迅速に調査に着手する）
- 三 生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき

VII 取組の検証と実施計画の見直しについて

- 1 いじめ防止等対策委員会において、各学期末にいじめ防止等に係る振り返りを行い、その結果に基づき、実施計画の修正を行う。
- 2 いじめ防止等対策委員会において、各種アンケート、いじめの認知件数及びいじめの解決件数、並びに不登校生徒数など、いじめ防止等に係る具体的な数値を基に、年間の取組を検証し、次年度の年間計画を策定する。